



人権擁護委員会連載

# 人権問題最前線

## 第36回 警察署員による被疑者の「顔見せ」事案について (当会における人権救済申立事件の紹介)

人権擁護委員会 委員 近藤 直生 (53期)

本件は、身柄拘束中の被疑者（申立人）の押送に際して、マスコミへの「顔見せ」等として、警察署員が、申立人の意思に反して同人の顔写真を報道関係者に撮影させた行為について、当会に人権救済が求められた事案である。

### 1 当委員会が認定した事実関係

本件行為は、報道関係者が警察署の駐車場の外にいる中、申立人から報道関係者の前で顔を出したくないと申出があったにもかかわらず、護送車両への連行時、申立人が顔を隠す姿勢をとることを妨げたうえで、通常閉められている駐車場のシャッターを開放し、護送車両の前を通らせて反対側のドアから乗車させ、車両内に遮蔽措置等を講ぜず、これら一連の行為により、報道関係者に申立人の顔写真を撮影させたというものである。なお、この際の申立人の映像は、複数のメディアによりテレビニュース等で報道された。

### 2 権利侵害性の判断

申立人には自己の容ぼうをみだりに撮影されないという人格権としてのプライバシー権が認められる（憲法13条）。一方、警察は犯罪の予防、鎮圧等を責務としており、被疑者や犯罪事実に関する情報の公表が必要な場合もあり得る。警察署員が、報道関係者に被疑者の顔写真を撮影させる行為はどうか。実名報道に関して、令和4年6月24日の最高裁判決（民集76巻5号1170頁）で、草野裁判官（補足意見）は次のとおり指摘している。

「実名報道に、一般予防、特別予防及び応報感情の充足という制裁に固有の効用があることは否定し難い事実であろう（略）。しかしながら、犯罪に対する制裁は国家が独占的に行うというのが我が国憲法秩

序の下での基本原則であるから、実名報道の制裁的機能が生み出す効用を是認するとしても、その行使はあくまで司法権の発動によってなされる法律上の制裁に対して付加的な限度においてのみ許容されるべきものであろう。」

当委員会は、本件行為の検討にあたり、上記補足意見が参考になると考えた。そして、顔写真報道に上記のような制裁的機能が認められるとしても、この機能の行使は司法権の発動による法律上の制裁に付加的な限度においてのみ、許容されるべきものと考えた。

刑事罰の一環として被告人・受刑者の顔写真が公表されることではなく、刑事裁判の公判廷でも、被告人の顔写真や容ぼうを写真撮影して公表することは通常認められないから、被疑者の顔写真の公表が刑事制裁に付加されるものということはできない。そこで、当委員会は、本件行為は、顔写真報道に犯罪予防効果が認められるとしても、憲法上保障された申立人の権利に優越して正当化されるということはできず、申立人のプライバシー権を侵害したと判断した。

### 3 当会における対応

当会は、本件行為が申立人の人権を侵害する行為であることから、相手方警察署に対しては、今後被疑者の意思に反してその顔写真を報道関係者に撮影させることを目的とした行為を行わないこと、警視庁に対しては、同様の人権侵害行為が発生しないよう指揮監督することをそれぞれ勧告し、執行した。

犯罪報道のあり方については、一般市民の関心も高く、公共性の高い事項と考えられるが、報道機関に対する警察からの取材の機会の提供と被疑者のプライバシー権との関係を検討した事案として、本件を紹介する次第である。